

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○形質変更時要届出区域の指定

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)

宮城海区漁業調整委員会

○流し網漁業等の制限

○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限

○まだら固定式刺し網漁業の制限

正 誤

○宮城県公報第三七四号(令和五年一月三十一日付け)中

○宮城県公報第三九一号(令和五年三月三十一日付け)中

告 示

○宮城県告示第七百二十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

令和五年十一月二十四日

一 形質変更時要届出区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市下野郷字新関迎百二十四番一の一部とし、次の図のとおりとする。

ページ

(環境対策課)

一

三

三

三

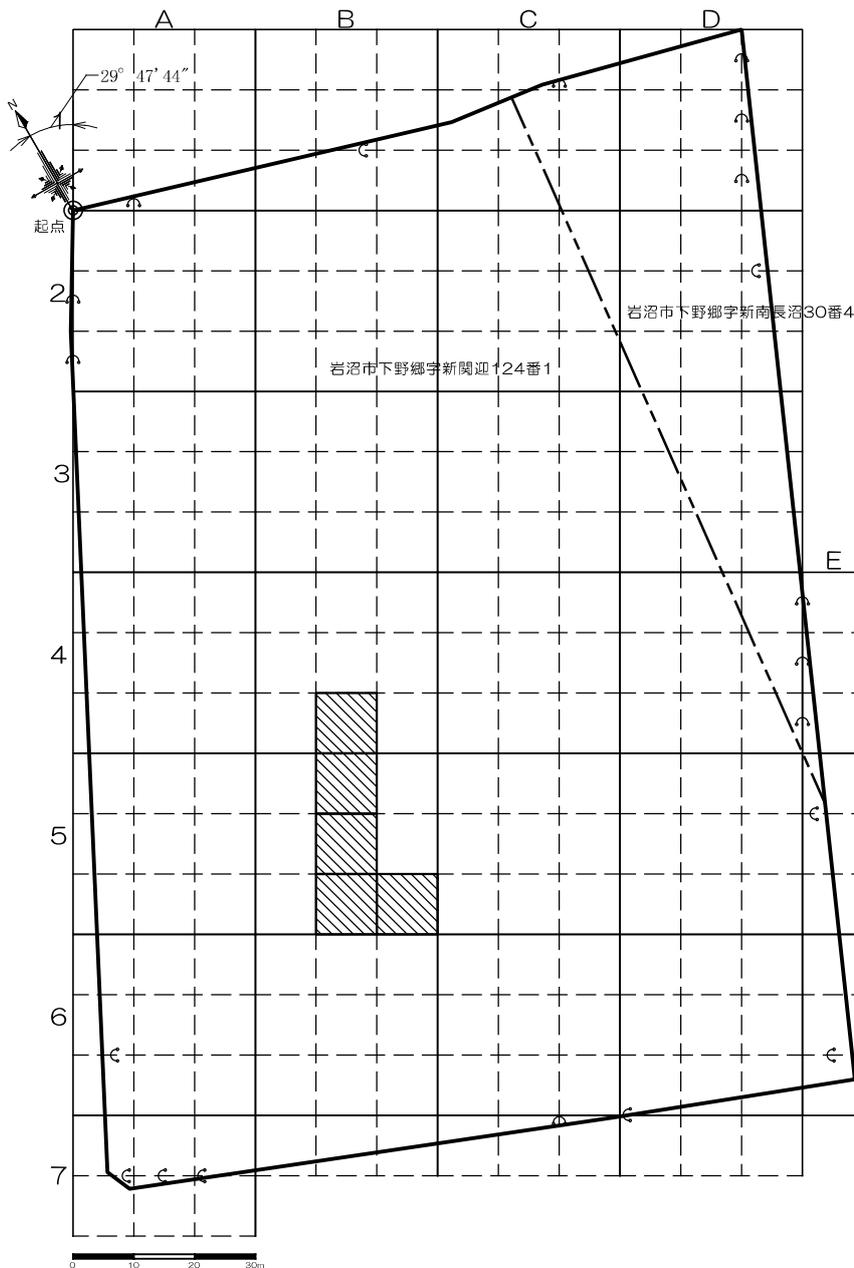
三

六

七

一三

一三



凡例

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画（10m格子）
-  30m格子
-  筆の境界線
-  調査対象地
-  統合区画

< 起点 >

起点は、岩沼市下野郷字新関迎124番1の最北端とする。

< 格子の回転角度 > 29° 47' 44"

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十四号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和五年十一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

塩竈市玉川集会所の項を削り、「塩竈市中の島二又集会所」の項中「塩竈市中の島二又集会所」を「塩竈市中の島コミュニティセンター」に、「塩竈市吉津集会所」の項中「同 市字伊保石一三二番地二二」を「同 市字伊保石一三四番地一」に改める。

○宮選管告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった令和三年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊一のとおり公表する。

令和五年十一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

○宮選管告示第百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった令和四年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊二のとおり公表する。

令和五年十一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

令和五年十一月二十四日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和六年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業区域

金華山山頂真南の線以西の仙台湾

三 漁業時期

令和六年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 操業の届出

規制区域において流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第一号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならない。

五 操業の条件

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三十三号）第六十条の規定を遵守しなければならない。

2 着業状況報告書の提出の義務

四による操業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を漁業時期終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

㊦

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連 番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推 進 種 馬	機 関 及 力	の び 数	操 業 時 期	届 出 者		着 業 業 種			
								住 所	氏 名	流し網	はえなわ	はもどう	

※着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。

(A 4横)

様式第2号

流し網、はえなわ、はもどう漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船 名 _____ 丸 (漁船登録番号 _____)
- 2 届出した着業業種 流し網、はえなわ、はもどう
(※届出している業種(漁業)に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
4 変更の理由		

(A 4縦)

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		目合：	寸	分 (cm)
漁船登録番号	-	1張り当たりの総延長：	m	
総トン数	トン	1張り当たりの使用反数：	反	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット式	規	総使用張り数：	張り
			総使用張り敷設しているか記入する。)	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	その他	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	経費 (千円)		経費合計(千円)
	燃料費	人件費その他() ()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第4号

はえなわ漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		目合：	寸	分 (cm)
漁船登録番号	-	1張り当たりの総延長：	m	
総トン数	トン	1張り当たりの使用針数：	本	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット式	規	総使用張り数：	張り
			総使用張り敷設しているか記入する。)	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	その他	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	経費 (千円)		経費合計(千円)
	燃料費	人件費その他() ()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人
船名		1張り当たりの総延長:	m
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数:	個
総トシ数		総使用張り数:	張り
推進機関の種類及び馬力数	トシ式 馬力又はキロワット	(※何張り敷設しているか記入する。)	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まあなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	経費 (千円)			経費合計(千円)
	燃料費	人件費	その他() ()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項の規定により、仙台湾における水産動物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

令和五年十一月二十四日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和五年十二月一日から令和六年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則(令和二年宮城県規則第百三十三号)第五十二條第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域(表示は、世界測地系による。)
保護区A	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
保護区B	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
保護区C	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十七度五十三・七九分、東経百四十一度〇七・二九分 点イ 北緯三十七度五十三・七九分、東経百四十一度〇四・七六分 点ウ 北緯三十七度五十五・七九分、東経百四十一度〇六・六一分 点エ 北緯三十七度五十五・七九分、東経百四十一度〇四・〇七分
保護区D	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分 点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行う固定式刺し網漁業（以下「固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和五年十一月二十四日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和六年一月一日から令和六年二月二十九日まで

二 操業区域

石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 漁業時期

令和六年一月一日から令和六年二月二十九日まで

四 操業の届出

規制区域において固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙または固定式刺し網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

五 操業の条件

- 1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。
- 2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあつては船体の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 操業方法は、朝刺し網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留刺し網（朝刺し網以外の操業方法）によるものとする。なお、一日の操業につき、朝刺し網と留刺し網のいずれか一方のみ操業できるものとする。
- 4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合であつて、他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。
- 5 朝刺し網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業（漁具の投網（敷設）から揚網終了までの間）する場合は、沖側の漁具に設置した標識（ボンデン）付近に待機し、トラ

ブル回避のために定めた共通の無線チャンネルを通じて、常時傍受できる状態にしておくほか、必要に応じ、連絡代表船を介し、無線又は船舶電話等により交信し、トラブル回避に努めなければならない。

6 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三十三号）第六十條第一項に規定する標識をしなければならない。

7 漁業時期終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

8 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるとともに、定められた操業ルールを遵守するよう努めなければならない。

（別紙）

まだら固定式刺し網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式刺し網漁業の制限（令和五年宮城海区漁業調整委員会指示第五号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式刺し網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式刺し網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式刺し網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(船体の標識)

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第一号)

まだら固定式刺し網漁業操業届出書

年 月 日

宮城県漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

まだら固定式刺し網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 漁業時期 令和6年1月1日から同年2月29日まで

2 操業区域 石巻市網地島灣波岐埼玉東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 無線の有無

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号

この届出を受理します。

宮城県漁業調整委員会

会 長 關

哲 夫 印

(様式第4号)

宮まだら固 第 号○

- 1 文字及び数字(届出済証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(届出済証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第5号)

まだら固定式刺し網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏名	印	船名	
刺網の模	目合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm)	乗組員数	_____ 人 ※船主(船頭)を除いた人数を記載
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反		

年 _____ 月 _____ 分

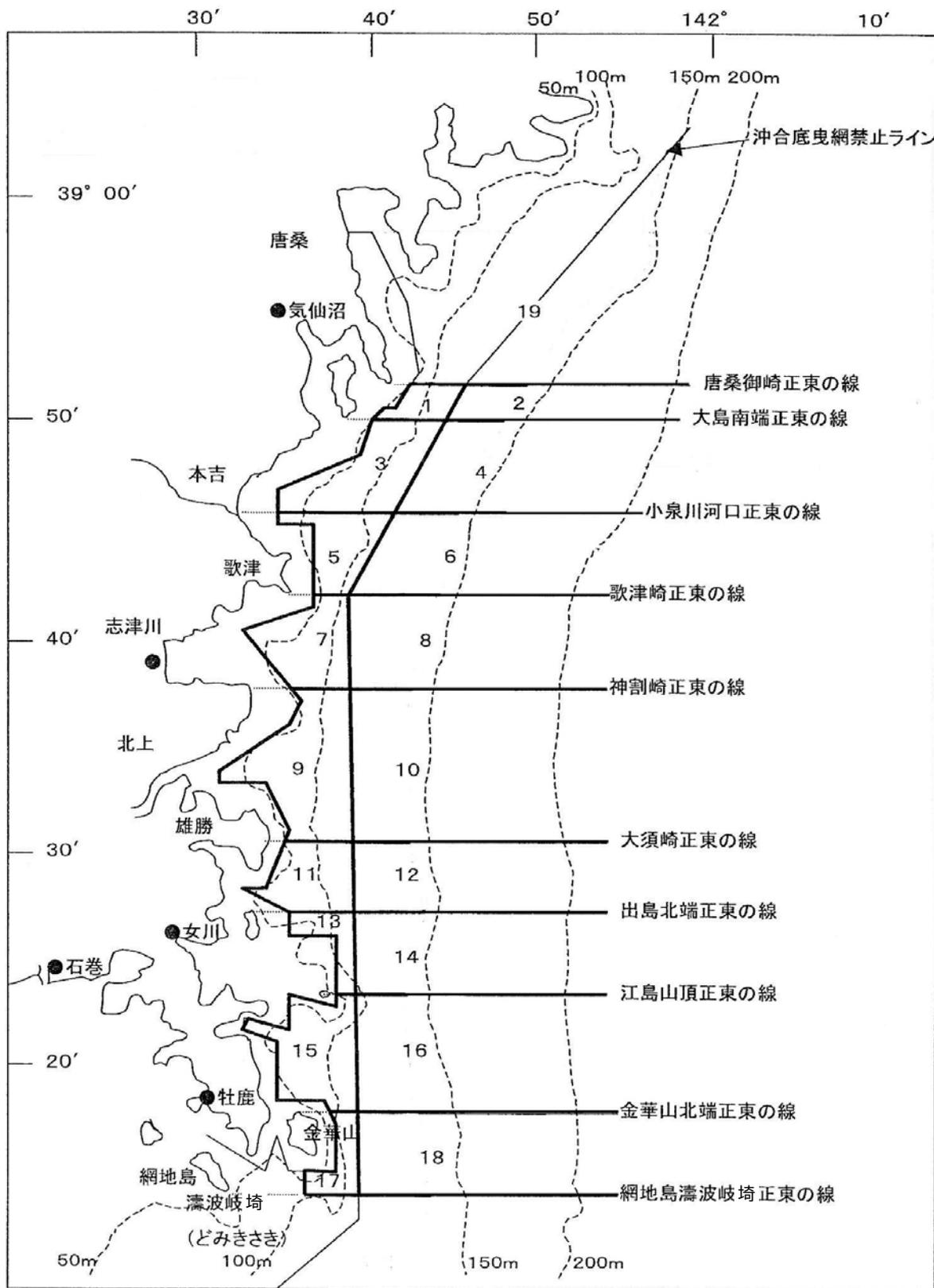
日	漁場番号	水深(m)	数量(kg)	尾数(尾)	金額(千円) ※税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝刺し網・留刺し網
2						朝刺し網・留刺し網
3						朝刺し網・留刺し網
4						朝刺し網・留刺し網
5						朝刺し網・留刺し網
6						朝刺し網・留刺し網
7						朝刺し網・留刺し網
8						朝刺し網・留刺し網
9						朝刺し網・留刺し網
10						朝刺し網・留刺し網
旬計						
11						朝刺し網・留刺し網
12						朝刺し網・留刺し網
13						朝刺し網・留刺し網
14						朝刺し網・留刺し網
15						朝刺し網・留刺し網
16						朝刺し網・留刺し網
17						朝刺し網・留刺し網
18						朝刺し網・留刺し網
19						朝刺し網・留刺し網
20						朝刺し網・留刺し網
旬計						
21						朝刺し網・留刺し網
22						朝刺し網・留刺し網
23						朝刺し網・留刺し網
24						朝刺し網・留刺し網
25						朝刺し網・留刺し網
26						朝刺し網・留刺し網
27						朝刺し網・留刺し網
28						朝刺し網・留刺し網
29						朝刺し網・留刺し網
30						朝刺し網・留刺し網
31						朝刺し網・留刺し網
旬計						
合計						

まだら固定式刺し網漁業の操業に要した経費(1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1~2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する)

漁具費	燃料費	人件費	その他()	経費合計
千円	千円	千円	千円	千円

※人件費は乗組員の人件費を記載願います(船主(船頭)分を除く)。
※金額は千円未満切り捨てて報告願います。

宮城県地先海面における「まだら固定式刺し網漁業」操業区域



正 誤

○宮城県公報第三七四号(令和五年一月三十一日付け)中

ページ 上 段 正

一四 七 平成九年宮城県内水面漁場管理委

員会告示第一号

○宮城県公報第三九一号(令和五年三月三十一日付け)中

ページ 下 段 正

二〇 一四 平成九年宮城海区漁業調整委員会

告示第一号

誤

平成八年宮城県内水面漁場管理委

員会告示第一号

誤

平成八年宮城海区漁業調整委員会

告示第一号